

令和2年度 第9回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和2年12月10日 午後1時30分
3. 場 所 生涯学習センター（ホール）
4. 議 題 議案第33号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第34号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
5. その他
【報告事項】
違反転用事案状況について
6. 出席委員
農業委員
1 番 山内 亮一 2 番 長野 和代 4 番 松本 茂
5 番 平井 豪 6 番 奥名 政成 7 番 清住 昇
8 番 佐藤 礼治 10 番 岡本 篤幸 11 番 五嶋 靖
13 番 島津 和徳 14 番 本田 廣正
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 田上 安幸 河嶋 隆雄 本田 忠文 志垣 保博
伊佐 浩二 坂本 秀孝 坂本 導成 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
3 番 中村 幸信 9 番 福永 浩紀 12 番 中村 峯子
農地利用最適化推進委員
井上 良治、緒方 寛二
8. 議事録署名人

14番 本田 廣正

1番 山内 亮一

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局

皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染予防対策として、今回も生涯学習センターホールでの開催となります。

それでは、定刻より若干早いですけれども、総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は11名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、今年最後となりますが、第9回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、会長のほうに御挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

今、事務局長が話しましたように、今年最後の農業委員会となります。

まだまだ県内、コロナウイルスが猛威を振るっておりまして、県内も特別警報が発令されたままになっております。私たちも、常日頃から手洗いはもちろん、マスク、うがい等に心がけながら自分たちの身は自分たちで守っていきたいと思います。

既に御承知かと思いますが、今日の新聞に載っていましたが今年産米の作況指数、県内は89の不良ということで、2年続きになっております。日本全国では平年並みということで、さほど影響はないような論調で書かれております。まだまだ米も余っているようですので、来年に向けて減反が強いられるような状況ではないかと思っております。それは国が決めることでありますので、私たちは粛々とそれらに従っていきたいと思います。

本日は、3条、5条、それに基盤強化法の関係の審議を予定しています。効率的な運営を行ってまいりたいと思いますので、皆さん方の御協力をお願いしながら、冒頭の御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の11月27日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字田口字池田にある農地、田1筆です。今回の申請地には米、小麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告、また14番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 それでは説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、7番委員の清住委員から、耕作賃借権設定(3年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○7番 申請された内容を、農地法に照らし問題ないか説明します。

①について、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクターなどを所有しており、申請地にはモチ米の栽培を計画され、効率的に利用されることに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は270日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が4万623平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 先月11月27日に、会長、中村委員、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字芝原字芝原第二にある農地、田2筆です。今回の申請地にはモチ米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま事務局から現地調査の報告、また7番委員の清住委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3について審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 それでは、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、2番委員の長野委員から、所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクターなどを所有しており、申請地には大豆、園芸用苗、露地野菜の栽培を計画され、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が2万1,953平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先日11月27日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字田口字免ノ上にある畑5筆と、大字田口字休場にある畑3筆です。今回の申請地には大豆、園芸用苗、露地野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告、また2番委員の長野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見はございませんか。

意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思いますが、この案件の譲受人は農業委員の平井委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(平井委員退出)

それでは、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 それでは、番号4について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、13番委員の島津委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 それでは、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地にカボチャ、ナスの栽培を計画され、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は280日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われま

⑤については、取得後の耕作面積が6,388平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 先月の11月27日に、会長、中村委員、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字上揚字荒瀬にある農地、畑1筆です。今回の申請地にはカボチャ、ナスの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま事務局から現地調査の報告、また13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

平井委員の入室を認めます。

(平井委員入室)

それでは、議案第34号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第34号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、議案第34号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1については、事務局から取下げの申出がおりますので、これを許したいと思います。

それでは、事務局から取下げになる理由の説明をお願いします。

事務局 今回申請されている番号1の案件について急遽取下げをお願いいたしますが、その経緯について説明いたします。

この案件につきましては、今年の第2回にも提出され、当農業委員会で審議し、

許可相当として県へ送付いたしました案件です。

申請農地は第一種農地でしたので第一種農地の例外規定「給油所その他これらに類する施設で、都道府県道の沿道の区域内に設置するもの」に該当し、許可は可能と判断をしたところですが、例外規定の判断については問題なかったのですが、転用目的である受注車・完成車の駐車場として利用のための進入路を国道443号線から直接ではなく農道からの進入となっていたため、要件を満たさないという指摘があったため、取下げをしてもらい、進入路の変更をしてもらったところです。

このたび、国道から直接乗り入れるために警察及び土木事務所との協議も終わり、先月の11月18日に申請をされていますが、農地の権利者との売買が破談となったため、せっかく準備を進めてきたけども申請を断念すると言われたため今回取り下げをお願いするものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から取下げに至る経緯について説明がありました。

これらについて、何か御意見、御質問はございませんか。取下げの理由もお分かりになったと思いますが、何か御意見ありませんか。

それでは、意見もないようでございますので、この案件については取下げをしたと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、取下げにします。

続きまして、番号2について審議したいと思いますが、この案件につきましては、今年の3月の定例会に申請され、転用の許可が出されている案件です。では、なぜ再度転用申請がなされているのかということについて、事務局から説明を受け、申請内容について審議したいと思います。

それでは、事務局から、前回申請されて許可がなされているのに再度今回の申請に至ったのかの経緯について説明をお願いします。

事務局 それでは、今回の申請に至った経緯について説明します。

この案件につきましては、今年の3月の定例会に、今回の譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け建売住宅を建設するための土地ということで転用申請がなされ、県からの許可証が翌月の4月28日に交付されているところです。

その後、譲受人であるマスダ不動産開発が、申請された事業計画に基づき建売住宅用地として造成工事を行うとともに、住宅専用雑誌「リビング熊本」に甲佐町芝原分譲地全18区画として広告を掲載されました。この広告を県央広域本部の担当者が見られて、「当初の申請では建売住宅ということで許可がされているのに、これは宅地分譲になっている。当初申請の転用の目的が違う。言うなら違反転用に当たるのではないか」という指摘がありました。

このため、申請者であるマスダ不動産開発の代表者に電話で事情を聞くとともに、県央広域本部の担当者と農業委員会事務局とでマスダ不動産開発の代表者を呼び、聞き取りを行いました。そのときの回答では、マスダ不動産開発では、今回の許可では土地を造成し、同日付で住宅建築の契約をすればいいのではないかと思われていましたが、これは建売住宅ではなく分譲住宅に当たるため、転用の目的の変更をしたほうがいいとの結論になり、今回の申請となったものです。

それでは、前回の申請である建売住宅と今回の申請である建築条件付売買予定地の違いを簡単に説明したいと思います。

まず、建売住宅については、申請者が転用申請する際に提出した事業計画に基づき土地の造成及び住宅の建築を行い、購入者に売却するものをいいます。一方、特定建築条件付売買予定地とは、土地の売買契約を結んでから一定期間内（3か月以内）に申請者（土地造成者）が指定する建築会社との間で建築工事請負契約を締結することが条件となっています。また、転用許可条件に基づき目的が達成できない場合には、農地転用事業者自らが住宅を建設することが義務づけられています。

以上が今回の申請に至った経緯です。

会 長 　　ただいま、事務局から今回の申請に至った経緯についてありました。詳しく説明がありましたのでお分かりかと思いますが、委員の皆様から御意見、何か御質問はございませんか。建売住宅と分譲住宅の解釈の違いがあつて、今回の申請になっているところですか。何かありませんか。ないですかね。

　　転用申請通りになっていないということで差戻しがあつて、今回の案件となっているところですか。

　　番号2については、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 　　7番委員の清住です。それでは、番号2について説明いたします。
（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会 長 　　続きまして、事務局から申請時の位置の説明をお願いします。

事務局 　　申請土地の位置の説明。

　　以上で説明を終わります。

会 長 　　続きまして、転用申請に係る可否の判定について、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 　　それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明します。

　　それでは、お手元の資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用区域ではありません。農地の状況としては、農村基盤総合整備事業の区域内に存在する農地に該当するため、第一種農地に該当しますが、例外規定に該当するため、例外的に許可することが可能と思われる

ます。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われま

④については、既に造成工事がなされており、周囲をブロック等で土砂の流失防止策も講じてあり、隣接する農地に支障はありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 先月の11月27日に会長、中村委員、島津委員と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、既に特定建設条件付売買予定地として造成工事は終了され、土砂の流失防止策も講じられており、隣接する農地や農業施設に支障を来す恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま事務局から現地調査の報告、また、7番の清住委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見はございませんか。

それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、農業委員会としましては、許可相当と判断します。

なお、この案件は3,000平米を超える案件となりますので、まずは常設審議会の意見を聞くために諮問し、その後、常設審議会の意見と甲佐町農業委員会の意見を合わせて、県へ送付をいたします。

続きまして、議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明します。

議案第35号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、12ページをお願いいたします。

甲農第1620号、令和2年11月26日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長

奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の13ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和2年度第9回でございます。

まずは、農地利用集積計画の総括表で御説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定は3年の田が7筆の6,526平米、6年の田が6筆の1万1,011平米、10年の田が14筆の2万1,003平米ですので、賃借権の再設定の計としましては、田が27筆の3万8,540平米となります。

また、賃借権の新規としましては、5年の田が1筆の766平米、6年の田が2筆の1,575平米、10年の田が5筆の6,732平米ですので、賃借権の新規の計としましては、田が8筆の9,073平米となり、賃借権の小計といたしましては、田が35筆の4万7,613平米となります。

使用貸借件につきましては、再設定は3年の畑が1筆の1,043平米、10年の田が1筆の2,400平米、同じく10年の畑が8筆の7,676平米ですので、使用貸借件の再設定の計としましては、田が1筆の2,400平米、畑が9筆の8,719平米となります。

また、使用貸借件の新規はありませんので、使用貸借件の小計としましては、田が1筆の2,400平米、畑が9筆の8,719平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が36筆の5万13平米、畑が9筆の8,719平米となります。

委員の皆様には審議いただきますのは、この新規の案件の8筆となります。

詳細は事務局から説明をいたします。

以上です。

会 長 それでは、14ページをお願いします。

議案第35号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを議題とします。

それでは、1番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号1番について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地位置。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号1番の相手方である譲受人は、認定農業者で、東寒野集落の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、たばこ、WCS用稲、米を栽培されています。

今回の申請地にも、米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われる。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号1番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思いますが、この案件の相手方(譲受人)は農事組合法人アグリたぐちで、農業委員の本田委員、最適化推進委員の坂本委員はそれぞれその法人の役員をされています。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(本田委員、坂本委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号2番について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方(譲受人)の経営状況について説明します。

番号2番の相手方(譲受人)は、農業を営む農地所有適格法人で、田口地区の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。

今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われる。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号2番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問もないようでございます。採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、坂本委員と本田委員の入室を認めます。

(本田委員、坂本委員入室)

続きまして、番号3番について審議したいと思いますが、この案件の相手方(譲受人)は、農業委員の奥名委員です。農業委員会等に関する法律第31条、それから甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(奥名委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号3番の相手方である譲受人は、認定農業者で糸田集落の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、大豆、花卉を栽培されています。

今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいま事務局から番号3番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番については、原案のとおり承認いたします。

奥名委員の入室を認めます。

(奥名委員入室)

続きまして、番号4番から番号6番までについては、相手方(譲受人)が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方（譲受人）の状況について説明します。

番号4番から番号6番までの相手方（譲受人）は、認定農業者で中早川集落の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米を栽培されています。

今回の申請地には、米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号4番から番号6番までについて説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

どうぞ。

推進委員 この中で4番と5番は同一の方だと思うのですが、分けてあるのは何か理由があると思うんですけど、その内容が分かれば教えてください。

会 長 事務局。

事務局 まず、番号4番の申請人については、農地の所有者が申請人本人になっているので、申請人のお名前ですべて書いています。

番号5番については、これは農地の名義が亡くなったままなので、相続の権利を半分お持ちの方のお名前を記載しています。

以上です。

推進委員 分かりました。

会 長 志垣委員、よろしいですか。

ほかに何か御質問ございませんか。

それでは、ほかには質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、番号4番から番号6番までについては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号7番について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方（譲受人）の経営状況について説明します。

番号7番の相手方（譲受人）は、認定農業者で横田集落の人・農地プランにも位

置付けられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦を栽培されています。

今回の申請地には、米、麦の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号7番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号7番については、原案のとおり承認いたします。

本日用意をいたしました議事につきましては全て終了いたしました。

事務局へお返します。

事務局

長時間にわたりお疲れさまでした。

これをもちまして、第9回定例農業委員会総会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 4 番

1 番